

〔書評〕

ジュオン・デ・ロングレイ著

「鎌倉時代」

資料編第三卷古文書

倉時代の封建制度について特に深い興味を感
じ、私との間に何回かの學問的交渉をもつた
が爲である。

古代史や近世史ならば、これまでにも外人
中に随分熱心な研究者があつた。美術史や神
道史に深い關心を示した西洋人に至つては幾
人もあつた。だが日本人にでもたやすくはな
い中世の封建制度を、根本史料にさかのぼつ
て研究しようとした外人は、今迄にはなかつ
た。ロングレイ氏の出現の如きは驚嘆に値す
る。其の所見の片鱗を彼は先に史學雜誌に譯
載されたものの外に、*Contemporary Japan*,
Vol. XI, 1942, No. 8 に現わしている。彼
の二回日の日本滞在は約七年間に及んだ。其
間における日本研究の豊富な成果をたすきえ
て終戦後歸國した。其後彼については是非知り
たく思つていた矢先、去年の秋、京都大學に
來講されたフランスの文化使節グルッセ氏か
ら、彼は健在で、鎌倉時代の封建制度に關す
る著述が出版される日も近いだろう、と聞い
て喜びにたえなかつた。こゝに紹介する「鎌
倉時代」が、まず公けにされたのである。

の古文書の部である。豫期した封建制度の研
究ではないが、それに入る爲には不可欠的な
準備工作である。

元來彼は鎌倉時代研究の資料論を三冊にし
て出版する計畫を立て、緒論と政治史・文學
史・美術史・宗教史・法律史の資料を以て第
一第二の兩卷となし、古文書を第三卷にする
豫定であつた。ところで凡ての原稿はできた
が、出版は諸種の事情から初の二卷があとま
わしにせられ、第三卷古文書編が最先に出さ
れることになつたのである。B版二倍大四
五〇頁の大本には、鎌倉時代を中心として廣
く日本古文書の大部分にわたる體系的研究が
發表されている。

太平洋戦争は漸くたけなわにして、米機が
東京の上空に繰返し來襲し、人の身に危険を
感ずる頃であつた。東京日佛會館の二階の小
室で、温厚なデ・ロングレイ教授 (*J. J. J. J.*
des Longrais) は、日本側の日本史研究資
料に關する數年にわたる調査の成果をまとめ
た何冊もの、膨大な原稿を筆者に見せなが
ら、此國の現状では印刷費がおどろくほど高
いので、とても之を出版することが出来な
いと云つて嘆息するのであつた。日佛會館の館
長には巴里ソルボンヌ大學の多數の教授が現
職のまま來任する慣例であり、デ・ロング
レイ氏の場合も同様であつた。ことに彼はイギ
リスの封建制度における古右即ちセジューズに
關する研究 *La Conception anglaise de la*
Suzainie du XII^e au XIV^e siècle, 1925 を

以て著名である。私が彼の學問上の貧しき女
人となることができたのも、ひとえに彼が鎌

原名は *Age de KAMAKURA, Sources*
(1130-1333), Archives, Charles Japonaises
(Monjo) とら、同時代に關する資料編中

練とを行う特色ある施談をさなへつる點で
は、この國も之に及ぶものはないと云われ
る有名な學校だからである。デ・ロングレイ

氏が日本古文書の研究に特別ふかい關心をもつたのは、彼が巴里の古文書學校の教授であるということ、學問的に勿論關係のあることとがらである。

本書は四部から成る。第一部日本の古文書、第二部日本古文書的一般構造、第三部日本古文書の種類、第四部訴訟文書の研究。

その内容自體は、ある部分を除けば、われわれにとつて決して目新しいものではない。が此のフランスの有力な古文書學者は、東大の史料編纂所長龍肅、所員相田二郎、岡岡田章雄、法學部教授石井良助の諸氏の援助をうけ、参考の圖書論文の翻譯のために多數の助手を使用し、その爲には多額の經費を投じ、前記の如く長年月にわたつて熱心に材料を蒐集し、研究する所があつた。それだけに詳細で忠實な記述がなされているのを見受ける。それでこれは歐文で書かれた最初の日本古文書として、外人に對して貢獻するところ大なるべきはもとより、之を詳しく吟味するならば、われわれに對しても亦、研究上の示唆をあたえるものが少くはないと思ふのである。

第一部日本の古文書で、彼は此國における古文書の保存と出版の現状について叙述する。東大史料編纂所出版の大日本古文書各編

の紹介をはじめとして、諸家社寺及び地方などの古文書刊行書の目ぼしいものを列舉解説する。此迄は僅にエール大學の朝河貫一氏によつて、薩摩の入來文書が歐譯せられ、鎌倉時代の日本古文書の片鱗を示したのにすぎなかつたが、本書によつて初めて、入來文書以上に大きな鎌倉時代の古文書集がいかに多く存在し、其中のいかなるものが既に印刷されているかということが明かになつた。

しかしわれわれにとつては、印刷されていぬい手寫本に關する叙述の方が、印刷文書の部分よりも遙かに興味がある。なぜならば、それは我國ではまだ其處に何が收められているかすら世上には全く知られていぬかつた史料編纂所々級の寫本に關する目録を、本書が初めて提供しているからである。彼はそれをアルファベット順に列記し、各文書ごとに所内における所屬番號を記入した。本書の五分の一強の頁數がこの目録によつて埋められてゐる。思うにこの貴重な目録が、たゞそれらの古文書を手にしても、今日それを利用する程の人は、ロングレイ氏をのぞけば殆ど全くいない所の遠い巴里で、初めて發表されるに至つたということは一種の皮肉である。

第二部日本古文書的一般構造に於て、彼は

西洋古文書學の分析法を適用する。第一にプロトコールの名の下で、大體わが文書の書出しと稱する部分をのべる。第二にテキストの名の下で、多くの場合「右」の字で始まつて「如件」で終るのも例とする文書本文の記述法について吟味する。第三にエシヤトコールの名の下では、日附・置名・宛名・追記の類に關して詳記する。

かくて第三部に入つて、各種古文書を分類し一々吟味し説明するが。此の第三部と次の第四部とが古文書の内容に關する研究を構成する。鎌倉時代の歴史、ことに社會史關係の史料の多くは古文書堆積の中に存在するが、殊に庄園關係の史料に至つては、たゞてままとまつた記録とはなく、その時々々の庄園生活の實際的要求に應じて作られた公私の文書が存在するのみである。ところで古文書の種類は雜多であるから、之にたいしては分析を加へ、體系をたてゝおかないと、適當にそれらを利用することができぬ。それでそれらを巧みに分類することは甚だ大切なこととがらであるが、デ・ロングレイ氏は日本の専門家の助言と著述とを廣く利用し、此迄の日本の古文書學の書物の中では、相田二郎氏の卓越した新研究「日本の古文書」を除いては、比類を見

ないほどに詳しく、羅列にすぎたと思えるほど、各種文書の名稱を列記して、それらを一定の體系の中におさめてある。

日本の古文書をいかに分類するかについては、わが學者の間においてほぼ定説がある。

初め古文書類纂では、星野恒博士が之を上抵下、下達上、相互の三種にわけた。しかしこれは餘りに形式的であり、今日行われていない。次は黒板勝美博士あたりから始まつたもので、公文書・準公文書・私文書の三種に分つものであり、これまで最も廣く行われておるのは之である。然るに近く相田二郎氏が「日本の古文書」で説かれたところを見ると、第一部公式文書として王朝の公式に定められた様式のものをもつた後、第二部を平安時代以來の公文書として、宣・宣旨・家別當宣・下文・下知狀・下知狀變形文書・雜公文の六類を配列し、次に書札様文書の名の下に書狀と消息を分析した。頗る網羅的であり、新樞成につとめた好著であるが、大體の骨組は公文書と私文書である。たゞ彼に於ては、公文書の次に準公文書という類別を別に立てるといふようなことは行われなかつた。

公文書と私文書とを分別することは、西洋古文書學の定則である。日本の學者はそれを

學んでおるのである。しかし日本の特色がないではない。それは普通には公文書の外に、劃然と準公文書なる一類を設けて来たことである。これは注意されてよいことだと思ふ。

公文書と準公文書との別がどこにあると云われて来たかといへば、朝廷から出たものを公文書といふ、公卿家神社寺院並に武家から出たものを準公文書といふのが通例である。いづれも公的權威の所有者から彼の支配の爲に必要な行爲として發せられた文書であるが、公的權威成立の根據を異にするところから、どうしても單に公的なるものと、之よりも一段劣位にあるもの、即ちいわゆる準公的なるものとの區別を立てる必要があるとされて来たのである。日本の公文書の沿革をたどれば、これは至當であつて一應許されねばならぬ主張である。天皇の統治權が強固であつた時代に作られ、且行われた公式令の規定にもとづく公文書の様式が、後代まで形骸をとどめたことは、恰も天皇の主權が實質を失うて、完全に名目化した時代になつても、依然我國の唯一無二の君主であつたのと同様である。天皇を主權者とする日本國家の特色に向つて特に留意するならば、眞に公文書といふべきものは、内文書・院宮文書・皇族文書・

官文書に限らるべきもので、院廳文書を之に入れることは躊躇せられる。中村直勝博士はこの見方に立ち、之を準公文書に屬せしめられた。さらに氏によれば準公文書といへども限界がきびしく、その中には公卿家文書と社寺文書とをふくむとしても、武家文書は其中に入らず、全く獨立の種別たるべきものであつた。

併しながら公と私との概念をひとえに理論的にとつて行くならば、國家的なるものが公であり、個人的なるものが私である。沿革がどうであろうと、それは計算に入れる限りではない。しかし文書がつくられる現實の人の行爲を見れば、公私の境界をそう厳しく區別することはできぬ。近代の公法私法の區別を以て日本の古にのぞむことは出来ぬ。そこで公なるものにも私なるものにも、純粹に公でないが公に近いものと、純粹に私でないが私に近いものとを生ずる。このことはどこの國民の歴史についても云えるが、とりわけわが日本でそれが顯著であると云えるのは大いに理由がある。此國の古文書時代には一度も革命―主權者の變革―が行われなかつたので、古い公の法權が有名無實となつても保存せられつゝ、新に私權が變質して公權化するとい

う過程をくりかえし、ことに封建又は類似の制度が全時期にわたつたが爲に、公私兩權の區別が頗る明瞭を缺く状態であつた。

然らばデ・ロングレイ教授の分類はどうかというに、先ず之を法官文書と其他の文書とに分つ。原本では(Chancelerie)とあるのを、適切ではないが法官と直譯する。之はここでは最も廣義に使用せられ、朝廷、法權ある聖俗の高貴貴族、鎌倉の軍事的封建的政府の三者を含む。諸家や寺社の政所又は庄官も皆Chancelerieである。それで日本流にいうと公文書と準公文書(武家文書をふくむ)とが彼のいう法官文書である。そうして之に對し「公文書又は之に類するもの」という別稱を附しておる。此の別稱中で注意すべきことは「又は」と云つて及びとは云つていないことである。即ち、準公文書という概念を用いず天皇文書以下庄官文書に至るまで公文書又は之に類するものであると見た。次に其他の文書というものは、原題では彼が「前項の種別に含まれない文書」といつたものは、上級者に對する下級者の回答又は進言、法律書類、宗教文書、私信と雜書、の四種である。彼は之に對し「私文書又は之に類するもの」という別稱を附しておる。此等の文書は勝峯氏の古

文書學概論では、私文書とよぶものに相當するが、彼は其名をとらなかつた。その理由として彼は、下級官から上級官に對し法定の形式をふんで差用される文書をも私文書というならば、この名稱は曖昧なものと見える上に、庄園的又は封建的支配の處理の爲に使用される文書は、大部分私益に役立つとはいへ、公的方面を有することも否みがない。又宗教文書はおのずから特殊な意味を有する。こんなわけでこれらを見て單に私文書とはいへぬと云うのである。だから彼がこれらの文書に對して、「私文書又は之に類するもの」と云う別稱を附したことは、日本の古文書學者の説との關連において云つたのであること明白である。要するに此等のことは、日本の古文書を公私の二種に分類するということが、外國學者の前にも決して安易な方法ではないことを示すものと思う。といつて彼は日本流に準公文書という特殊な種別を立てたのではないという態度であることも明瞭である。

どういふ分類が最もよく具體的事實に合うかといふことが、この場合の問題である。此迄の日本流のいき方では、どうしても準公文書といふ種別をおきたくなるが、茲にデ・ロングレイ氏に於て初めて見られた西歐流のいき方によると、日本古文書を公私兩文書に二分する方法をとるとすれば、公文書でも私文書でもわりきれぬものを雙方に生ずることが注意される。それでそういう分け方よりも寧ろ他の分け方、即ち法官文書と其他の文書という二大分類の方がよいのである。しかし彼がこゝに法官文書と云つたのは行政文書をふくむのみならず、後述によつて明かなように、武家文書に於ては寧ろ主として行政方面のものであつた。

彼において特色的なことは、法律關係の文書の特記したことである。前出第二類の中にも、法律書類の項を設け、庄園制度と封建制度に關する文書及び私的法律書類を其中に入れたが、別に司法文書なるものを、他の諸文書とは區別して、獨立の第四部とした。特にこれは鎌倉幕府の司法文書に關するもので、其中には鎌倉時代の訴訟が、土地の所務沙汰、民事の雜務沙汰、刑事の檢斷沙汰より成ることを説明した後、土地訴訟、出頭命令、審理と證據、審理の中斷、判決、上訴の諸項に關する文書をあげて、それを解説したが、之によつて此の時代において特に發達した訴訟手續が、巧妙に叙述されるのである。かように司法文書の特記したことを以て見れば、

前記の法官文書なるものが、少くとも武家に關しては主として行政に關係ある文書であつたことが分る。なお此の第四部については東大法學部の石井良助教の助言と論文によるところが多い。他の部分については、勝舉月溪氏の古文書學概論が最も多く參考されていようである。

本書では文書の名稱をあらんかぎり列擧するに努力している。文書ごとに目をたて、其數は約三百の多きに達している。日本の古文書學の著述でも此程多くの名目を列記したものはないほどである。それら各目の解説については、今こゝに批判するのいとまはない。文書の實例の譯出されたものも相當あるが、これは引用書原文の形を傳ふる爲、原文の行數を示しながら、できるだけ原文の形式で掲出されている。ただ惜むらくは其數はなお乏しい。なお日本文字の原物寫眞が見本的にのせられたら一層効果的であつたであらう。

終に一言したいのは本書のあげた大きな功績である。歐米の學者が既に徳川時代から、日本史について、科學的研究のゆたかな關心を示し、最近に至り愈々本格的の研究に入るようになつたことに對しては敬意にたえない。それらの研究は邦人に見られぬ特色をもつ。

われわれ日本の學徒が之によつて、おのおのの研究を海外に紹介せられる機會をえると共に、われわれが彼等の見解によつて刺戟せられるところも亦少くないであらう。デ・ロングレイ教授の「鎌倉時代」の如きも、亦かかる本格的の研究書の一たらんことを期するものである。まことにフランス文化の一つの誇である。本書だけでも歐米の學界に對して寄與するところが大きいのに、資料編三巻が出せらうたならば、さぞすばらしいことであらう。ましてや既に定評ある比較史的識見の上立つて、鎌倉時代の封建制度に對する教授の研究を發表される日が來るならば、それは必ずやわれわれを啓蒙するところが多いであらうと、今から強い期待をいだく者、筆者一人ではあるまい。(B6 倍版四五〇頁)

—— 收 健二 ——

和歌森太郎著

中世協同體の研究

ききに「國史における協同體の研究」を著わしてわが國上代における族縁協同體の構造とその變遷について、極めて獨創的にして且つ示唆の多い考察を示された東京文理科大學

の和歌森教授は、今回その續篇として新たに「中世協同體の研究」を公にされた。この書の内容は既に前者において予告されたところであつて、それだけに一層前者を讀んだものゝ齊しくその公刊の日を期待していたものであつた。それが予想外に刊行のおくれたことは必ずや今日の出版事情の已むをえざるによるものと察せられるが、今、われわれはこゝに書を手にして何よりも、われわれの期待の空しくなかつたことをうれしく思うものである。

前者「國史における協同體の研究」において、著者が明かにしようとしたところは、記紀、律令並に正倉院文書等の中に豊富な資料を求めるところの奈良時代を中心に、廻つては縄文、彌生兩文化期から、下つては平安朝の貴族社會に至るまでのいわゆる族縁協同體(著者は家族、親族、部族、氏族等主として血縁によつて結ばれる同族協同體を新に族縁協同體と名づけ、これを隣人及び友人關係に基く地縁並に心縁協同體に對せしめた)の構造と國家形成過程に伴うその成長と推移、わけでもその村落協同體との關係であつて、ひとり文獻史料にのみ頼らず、考古學的並に民俗學的資料をも豊富に驅使して極め